

	改 正 後	改 正 前
<p>何土地改良区定款</p> <p>（書面又は代理人による議決）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めるときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（准組合員による賦課金等の分担）</p> <p>第40条 准組合員が、第38条の申出をしている場合には、<u>第33条から第37条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に</u>応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。</p> <p>（事業年度）</p> <p>第54条（略） （削る）</p>	<p>何土地改良区定款</p> <p>（書面又は代理人による議決）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、<u>これに署名又は記名押印の上</u>、総代会の会日の前日（通知で別に定めるときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（准組合員による賦課金等の分担）</p> <p>第40条 准組合員が、第38条の申出をしている場合には、<u>第34条から第37条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に</u>応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。</p> <p>（事業年度）</p> <p>第54条（略）</p> <p><b>【備考】</b></p> <p><u>土地改良区が定款変更して組合員である役員</u>の定数を増加しようとする場合にあつては、</p> <p>① <u>被選挙区を設けている土地改良区が地区の拡張に伴って定数の増加をし、かつ、拡張した地区が1以上の被選挙区とされるときには、その選挙は定数変更後すみやかになされる</u>ことが望ましい。この場合には附則として次の規定を置くこと。</p> <p><u>この定款変更により増加した役員</u>の定数について最初に選挙される役員の任期は、<u>第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員</u>の任期満了の日までとする。</p> <p>② <u>①以外のときには、その選挙は次の選挙において行なうことが望ましい</u>。この場合には附則として次の規定を置くこと。</p> <p><u>この定款変更中第25条及び役員選挙規程第2条の規定の変更は、現任</u></p>	

役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

(委任)  
第56条 (略)  
(新設)

(委任)  
第56条 (略)  
【備考】

土地改良区が定款変更して組合員である役員の定数を増加しようとする場合にあっては、

① 被選挙区を設けている土地改良区が地区の拡張に伴って定数の増加をし、かつ、拡張した地区が1以上の被選挙区とされるときには、その選挙は定数変更後すみやかになされることが望ましい。この場合には附則として次の規定を置くこと。

この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

② ①以外のときには、その選挙は次の選挙において行なうことが望ましい。この場合には附則として次の規定を置くこと。

この定款変更中第25条及び役員選挙規程第2条の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

[定款附属書]

土地改良区総代選挙規程例

何土地改良区総代選挙規程

[定款附属書]

土地改良区総代選挙規程例

何土地改良区総代選挙規程

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならぬ。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならぬ。

2・3 (略)

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならぬ。

2 (略)

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1以内であるとき（総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

2・3 (略)

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

2 (略)

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1未満であるとき（総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、その報告を調査し、規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならぬ。

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならぬ。

2 (略)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならぬ。

2 (略)

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

2 (略)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

2 (略)